

京都総評・2007年度運動方針

一 はじめに

京都総評は、2006年9月2日に第65回定期大会を開催し、幅広い「共同」で、守ろう！「憲法と教育基本法」、働くルールとナショナルミニマムの確立で、なくそう！「格差と貧困」、めざそう！10万人京都総評の早期実現、をスローガンに06年度運動方針を決定し、06秋闘や07春闘などの取り組みをすすめてきました。とりわけ、5年数ヶ月続いた小泉政権に代わって安倍政権が誕生したもとの、「格差と貧困」を是正するための賃金底上げ・最低賃金の大幅引き上げの世論と運動を広げる取り組みでも、労働法制の改悪に反対する取り組みでも、憲法と教育基本法の改悪に反対する取り組みでも、安倍政権の暴走に全力で立ち向かい、全国のたたかいに大きく貢献してきました。

2006年9月26日に安倍政権が誕生しましたが、安倍政権は「構造改革」路線を継承するとともに、5年以内の明文改憲や日米軍事関係のさらなる強化をめざす超タカ派の姿勢を露骨に示しました。そして、発足直後の2006年秋の臨時国会で教育基本法の改悪を強行し、2007年通常国会では改憲のための「国民投票法」の強行に続いて、イラク特措法の延長、米軍基地の再編強化、改悪教育基本法の具体化としての教育関連3法案、社会保険庁の解体・民営化、天下り自由化と「国家に忠実な公務員づくり」のための公務員制度改革などの悪法を成立させるため、強行採決を次々と繰り返してきました。まさに民主主義を蹂躪する「暴走国会」であり、首相官邸主導の危険な体質を明らかにしたものといたします。

発足当初6割以上あった安倍内閣の支持率は、参議院選挙を前にして3割前後となり、逆に不支持は5割を大きく超え、参議院選挙では自民党が改選64議席から37議席、公明党が改選12議席から9議席へと歴史的な大敗をしました。「女性は産む機械」と発言した柳澤厚生労働大臣をはじめ、自殺した松岡農林水産大臣、「原爆投下はしようがなかった」と発言した久間防衛大臣などをかばい続ける一方、通常国会の中で明らかになった「消えた年金」問題での無責任な対応など、国民の不信をひろげたこととともに、「格差と貧困」をつくりだしてきた「構造改革」や「暴走国会」に対する国民の怒りが広がり、戦前の侵略戦争を「正しい戦争」とする危険な歴史観や「戦後レジュームからの脱却」として「戦争する国」づくりをすすめる安倍首相に対して、国民の厳しい審判がくだったものといたします。

京都総評は、多くの団体と「共同」し、安倍政権の危険な本質を浮き彫りにするとともに、暴走に立ち向かう取り組みを積極的にすすめてきました。秋の臨時国会で最大の焦点となった教育基本法改悪に反対する取り組みでは、京都総評も参加する「教育・府民会議」を軸に、何回にもわたる四条河原町での宣伝行動や国会請願行動に全力を上げてきました。会場一杯の4000人が参加した11月3日の円山音楽堂での集会をはじめ、府内各地での集会やデモ、宣伝活動など幅広い取り組みをすすめ、国会最終盤まで強行採決をもつれ込ませた全国的な取り組みに、京都からも大きな力を発揮しました。

憲法改悪のための手続きを定めた「国民投票法」に反対する取り組みでも、教育基本法の改悪に反対するたたかいでの「共同」を大きく発展させ、京都総評も参加する「憲法・共同センター」を軸に大きな力を発揮してきました。緊迫する国会情勢に呼応して、何回も緊急行動を行うとともに、5月3日には京都会館第1ホールで「憲法60周年のつどい」を開催して会場一杯の2400人が参加するなど、「国民投票法」の強行採決は許してしまいましたが、憲法9条を改悪して日本を「戦争する国」にしてしまう策動に反対する世論を大きく広げる取り組みをすすめてきました。

財界と御用学者で構成する「経済財政諮問会議」が「労働ビッグバン」構想を打ち出し、厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会で労働契約法制や「日本版ホワイトカラーエグゼンプション」を中心とする労働時間法制について議論をすすめてきた問題に対して、京都総評のすべての役員や組合員に労働政策審議会への意見書提出を呼びかけるとともに、学習会の開催、四条通りを中心とした街頭での定期宣伝行動、昼休みデモと京都労働局への個人請願行動などを取り組み、労働契約法制の改悪内容を大幅に縮小させるとともに、「日本版ホワイトカラーエグゼンプション」や裁量労働時間制の拡大などの内容を盛り込んだ法案の通常国会への提出を断念させる全国的な取り組みに大きく貢献してきました。

07春闘では、大企業が史上空前の利益を上げる一方、「格差と貧困」が深刻な事態になっているもとで、積極的な賃上げ要求を掲げるとともに、「格差と貧困」を是正する春闘と位置づけ、非正規労働者の要求実現と企業内最低賃金の引き上げを重視して取り組んできました。中小企業の経営が厳しい中で、賃上げに対する回答は厳しいものがありますが、企業内最賃やパート労働者の時給の引き上げ、KBS労組や建交労での正社員化実現の取り組み、3月4日に青年部と女性部、パート非常勤ネットが一緒に取り組んだ「ひな祭り宣伝」、毎週火曜日の労働法制の宣伝、青年部の最低賃金生活体験なども含めて、07春闘の取り組みの中で「格差と貧困」の是正のためには賃金底上げ・最低賃金の大幅な引き上げや均等待遇の実現が必要であるという運動と世論を大きくひろげてきました。

今年の定期大会は、重要な段階で開かれています。「労働関連3法案」が継続審議となったもとで、最低賃金の大幅な引き上げが先送りになった状況にあります。全国的な運動の広がりの中で、「格差と貧困」、「ネットカフェ難民」、「少子化問題」などの社会

問題への対策として、最低賃金の大幅引き上げは「待ったなし」という世論が大きく広がっています。一方で、「国民投票法」が成立したもと、憲法改悪が具体的な日程を定めてすすめられようとしています。「格差と貧困」の拡大でなく、憲法25条を輝かせて誰もが安心して暮らせる日本を実現するのかどうか、憲法9条を輝かせてアジアと世界に平和を発信する日本を実現するのかどうか、このことが鋭く問われています。言い換えるなら、私たちは今、「どんな日本と京都をつくるのか」という岐路に立たされています。こうした立場から、京都総評に参加するすべての単産と地区労協が、「こんな日本と京都をつくりたい」という提案型の要求を高々と掲げ、総力をあげて奮闘することを呼びかけます。

二 2006年度の主な取り組みと到達点・課題

1 賃金闘争

07春闘では、大企業が史上空前の利益を上げる一方、「格差と貧困」が一層拡大しているもとで、大企業の社会的責任が鋭く問われました。こうしたもとで、全労連・国民春闘共闘委員会に参加する各組合は、積極的な賃上げ要求を掲げるとともに、非正規労働者の待遇改善の立場から賃金底上げ・最低賃金の引き上げを重視して取り組み、京都においても、非正規労働者の要求を聞き取る取り組みを重視するとともに、企業内最低賃金の引き上げなどの要求を掲げて積極的な取り組みをすすめてきました。ところが、史上空前の利益をあげているトヨタでさえ、労働組合は月例給について1500円という要求しか掲げず、3月14日の集中回答日には、経営側が、このささやかな要求すら拒否して1000円の「賃金改善」と年間一時金平均258万円の回答を行いました。一時金については満額回答といえども、月例給については賃上げ抑制の姿勢を貫き、この「トヨタ相場」が今年も春闘における回答を押さえ込む役割を果たしました。

07春闘の回答状況は、全国的には昨年並みもしくは昨年実績を若干上回る状況であり、財界が春闘解体を叫ぶとともに、規制緩和による業種間・企業規模間の格差の拡大が極端化しているもとで、これまでのような横並び春闘だけでは困難な状況が作りだされてきています。こうしたもとで、産別機能の強化も含めて、改めて各単産における取り組みの再構築が求められています。一方、最低賃金「時給1000円以上」という要求について、連合も時給1000円の要求を掲げるとともに、最低賃金法「改正」法案の国会提出ともあいまって、社会的に認知されはじめました。こうしたもとで、全国的には、企業内最低賃金引き上げの取り組みにおいて、連合の組合でも1000円の回答が出されるとともに、JMIUや全印総連（単組）での時給1000円協定、建交労・運輸集団交渉での時給1200円協定、出版労連（単組）での時給1300円協定など前進的な状況を作りだしてきました。

パート賃金についても、3月30日時点での集計で99組合平均22.9円（引き上げ率3.02%）と、昨年実績（5.9円）を大きく上回りました。さらに、京都でも民放労連京都放送労働組合において、6人の非正規労働者の直接雇用・正社員化を実現したことや、建交労関西合同支部（関西急送）において、昨年来、準社員運転手26人の正社員化を実現し、今後も50人の準社員の正社員化を3年以内を実現することをめざしているように、非正規労働者の要求を前進させてきたことも07春闘の大きな特徴といえます。

全国的な運動の広がりの中で、「格差と貧困」、「ネットカフェ難民」、「少子化問題」などの社会問題への対策として、最低賃金の大幅引き上げは「待ったなし」という世論が大きく広がっています。「ワーキングプア」の解消と中小企業の底上げなどを議論する「成長力底上げ戦略」も動き出しており、「円卓会議」では財界の委員である伊藤忠商事会長の丹羽委員が「支払い能力論」を最賃の決定基準にすることに異議をとらね、最賃は生計費原則にしばって決定すべきと提案したことも大きな変化といえます。また、福岡県知事も、国に対して3桁（126円）の引き上げを要求するなど、地域からも底上げの要求が広がっています。こうした動きのもとで、これまでとは次元の違う大幅な引き上げの可能性が広がっていると言えます。すべての労働者の要求実現をめざすとともに、「格差と貧困」を是正するためにも、賃金底上げ・最低賃金引き上げ、均等待遇実現など非正規労働者の要求実現にむけて、一層の奮闘が求められています。

2 最低生計費試算結果に基づくキャラバン

京都総評が試算した最低生計費の内容を理解してもらうとともに、公契約や最低賃金の引き上げなどの課題で、10月24日には舞鶴市と宮津市、12月12日には京丹後市と与謝野町、伊根町、5月15日には福知山市と綾部市という日程で、自治体や商工会、商工会議所との懇談をすすめてきました。引き続き、府南部地域と京都市内の自治体や商工会をはじめとする経済団体との懇談をすすめる予定をしています。

各自治体での懇談では、どこも国がすすめる「三位一体改革」で 厳しい財政状況にあり、住民のための施策に苦慮するとともに、正規職員から非正規職員への置き換えが急速にすすめられているのが特徴でした。また、商工会や商工会議所での懇談では、どこも深刻な地域経済の状況を嘆くとともに、京都総評の提案に対して「労働者の賃金を引き上げることが地域経済の活性化に効果があることは理解できる。しかし、中小企業の経営は厳しい」との回答であり、このギャップを埋めるための国や自治体の役割の重要性が改めて示されました。

3 人間らしく「働くルール」を確立する取り組み

労働者の無権利状態を狙う政府・財界が、経済財政諮問会議で「労働ビッグバン」構想を打ち上げ、その当面の具体化として「日本版ホワイトカラーエグゼンプション」導入

の策動が強められるもとで、こうした動きに反対するため、京都総評内に「労働法制改悪反対闘争本部」を設置しました。また、通常国会に提案されている労働法制関係の法案を実効あるものにするため、学習と宣伝活動を強化するとともに、厚生労働省労働政策審議会の傍聴や意見書の提出、京都労働局への個人請願行動、全労連が提起する「働くルール100万人署名」の取り組みをすすめてきました。

安倍首相が1月16日、記者クラブで記者団の質問に答えて、「ホワイトカラーエグゼンプション」を盛り込んだ労働基準法改正案について「今の段階では難しい。国民の理解が得られない」と述べ、今年の通常国会への提出を断念することを明らかにしました。このことは、この間の労働者・国民の運動と世論の成果として大いに評価できます。しかしながら、政府・財界の狙いあくまでも導入であり、経済財政諮問会議で議論されている「労働ビッグバン」など労働者を無権利状態にする法案について、今後とも絶対に提出させない取り組みを強めることがもとめられています。

青年の働き方を社会的に告発するとともに、改善を求める取り組みをめざす第2回目の円山青年一揆が昨年11月19日に開催され、冷たい雨の降る中でしたが683人の若者が参加しました。また、今年の5月20日には、東京の明治公園で全国青年雇用大集会被開催され、3300人が参加し、京都からもマイクロバスを借り上げて25人の若者が参加しました。最低賃金の取り組みでも、日本の最低賃金が憲法25条に反する極めて低い水準にあることを社会的にアピールする最低賃金生活体験が、今年で4回目となりますが、京都総評青年部の主催で取り組まれ、100人を超す参加があり、マスコミにも大きく取り上げられました。また、3月4日に「守ろう - 憲法と平和、なくそう - 格差と貧困、つくろう - 安心・安全・平等な社会を」をスローガンにして取り組まれた「ひな祭り行動」は、「青年・女性・パート」が一緒になった、京都で初めての統一行動であり、特に深刻な雇用条件にある労働者の「共同」の取り組みとして、今後も一層発展させることが大切といえます。

4 京都府労働委員会労働者委員に関する取り組み

2006年10月4日に京都総評議長が麻生副知事と面談した際、京都府側から提案があったことを踏まえて、京都総評としても京都府労働委員会検討懇話会に参加してきました。なお、「検討懇話会」の委員は、京都総評の代表の他、連合京都の代表、京都経営者協会の代表、弁護士、府民労働部長の5人で構成され、3回の開催で意見交換した上、それぞれの委員から出された意見で一致する内容が「報告書」として取りまとめられ、3月19日付けで知事に報告されました。

京都総評としては、「報告書」の知事への提出という状況を踏まえて、京都府に対し3月20日付けで、労働者委員の任命にあたっては、「54号通牒及びローカルセンターの存在と組織人数が考慮されるべき」であり、第41期の労働委員会の労働者委員の任命にあたっては、今回の「報告書」とともに京都総評の主張も踏まえ、誠意を持って対

応するよう申し入れました。

労働委員会の次期委員の任命は、来年の秋に行われます。1989年以降の労働者委員の任命について、公正公平に行われていたか「疑念が生じかねない」と京都地裁の判決でも明らかにしていることであり、来年こそ、京都総評に参加する単産からの推薦の委員が任命されるよう、引き続き取り組みを強化しなければなりません。

5 国民的課題での取り組み

教育基本法の改悪に反対して、11月3日に円山音楽堂で開催した集会には、会場一杯の4000人が参加しました。また、教育基本法改悪法案をめぐって情勢が緊迫しているもとの、12月7日には「教育・府民会議」と「憲法・共同センター」の呼びかけで京都市役所前での緊急行動を実施し、市内各地から400人以上が参加しました。そして、臨時国会で教育基本法改悪法案が強行採決で成立したもとの、12月26日には「教育・府民会議」として「団体・地域代表者会議」を開催し、改悪教育基本法の具体化を許さない取り組みについて協議し確認しました。

通常国会に改憲のための手続き法である「国民投票法案」が提案されたもとの、この成立を阻止するため、各組合での学習活動を強化するとともに、「憲法・共同センター」の呼びかけに応じて、「9の日宣伝行動」や隔週水曜日の四条河原町での定例宣伝、宣伝カーの「いっせい運行」などの取り組みをすすめてきました。また、国会での動きが緊迫するもとの、京都総評と「憲法・共同センター」の主催で、4月12日には緊急行動を実施し、250人以上が参加しました。なお、この緊急行動に先立って、衆議院憲法調査特別委員会での採決が予想されるもとの、4月9日には規模の大きな「9の日宣伝」が各地で取り組まれられるとともに、「京都・女性9条の会」の電光掲示板での訴えが掲げられた京都駅前で、4月11日には40人の参加で宣伝行動が実施されました。さらに、憲法記念日の5月3日、京都会館第1ホールで「生かそう憲法！守るも九条 改憲手続法はいらない！」をスローガンに「平和憲法60周年のつどい」が開催され、会場一杯の2400人以上が参加しました。

イラク戦争開始4周年（日本時間20日、米国時間19日）を前にして、3月17日から18日にかけて世界各地でイラク戦争反対、米軍の即時撤退を求める行動が展開されました。京都でも、米軍と航空自衛隊のイラクからの即時撤退、憲法改悪反対の声を大きくひろげようと、「ストップ・イラク派兵・京都」の呼びかけで、3月18日（日）の午後2時から鴨川三条河川敷で「3・18ピースウェーブ京都」が行われ、350人が参加しました。

社会保障に関わって、学習会と集いなどを京都社保協と協力して連続的に取り組んできました。2月6日に開催した「社会保障の再生と財源論を問う」学習会には75人の参加し、2月10日に開催した「憲法25条を今に生かす集い」には約190人が参加し

ました。また、6月25日には、「許すな・金の切れ目は命の切れ目」のスローガンのもとに「人間らしく生きたい」を開催され、200人以上が参加しました。引き続き、「格差と貧困」を是正し、憲法25条に定められている「健康で文化的な最低限度」の人間らしい営みができる社会を実現するため、取り組みを強化しなければなりません。

6 自治体要求実現と自治体首長選挙

府民とともに自治体要求を実現する取り組みとして、11月29日に「府市民総行動」を実施し、約700人が参加しました。また、12月25日には、京都総評の京都府に対する予算要求交渉を実施し、府民労働部長と雇用問題、公契約条例、地域経済の振興などを中心に意見交換しました。

「住民本位の自治体建設」という立場から、自治体首長選挙の取り組みを重視してきました。この間取り組まれた選挙は、大山崎町長選挙と伊根町長選挙、長岡京市長選挙、舞鶴市長選挙、向日市長選挙、木津川市長選挙、南山城村長選挙でした。この内、大山崎町長選挙と長岡京市長選挙、舞鶴市長選挙、向日市長選挙について、地元地労協からの要請を受けて支援の取り組みをすすめてきました。大山崎町長選挙では、真鍋宗平氏が現職の町長を相手にみごとに当選するとともに、伊根町長選挙においても、「自立した町、小さくても安心して暮らせる町づくりをめざす」と公約した吉本秀樹氏が無投票で当選しました。また、当選することはできませんでしたが、向日市長選挙をたたかった杉本猛氏が得票数で8527票（得票率45.65%）と過去最高の善戦・健闘をするとともに、舞鶴市長選挙でも舞鶴地労協の前・事務局長（現・事務局次長）の瀬尾純爾氏が健闘しました。

7 組織拡大・強化の取り組み

2006年秋の組織拡大の取り組みについて、10月を準備期間とし、11月から12月にかけて2000人の拡大目標を掲げて取り組みました。拡大月間の取り組みでは、1152人の拡大を達成した京建労をはじめ、各単産・地域や年金者組合の奮闘で全体として1567人（達成率78.4%）の組合員拡大を行うことができました。この中には、労働相談を通じて各単産に加入した組合員も含んでいます。また、春の組織拡大月間でも2000人の目標を掲げて取り組み、1月から6月の6ヵ月間で、868人の拡大をすすめてきた京建労をはじめ、新規採用労働者の集中的な組合員拡大をすすめてきた自治労連や医労連、京教組をはじめとする単産の奮闘で、全体として2116人の組合員拡大をしてきました。しかし、京都総評全体としては、増勢に転じるということにはなっていません。団塊の世代の退職という事態も踏まえ、引き続き意識的な組織拡大の取り組みが求められています。

京都総評がこの間、各地区労協に結成を呼びかけてきた地域ユニオンについて、伏見ふれあいユニオンが引き続き組織拡大をつづけているとともに、南区に続いて北・上京や西・右京、丹後でも新たに地域ユニオンが結成されるとともに、中京や宇城久、亀岡で

も準備がすすめられています。引き続き、すべての労働者を対象とした組織拡大の取り組みが重要といえます。

5月26日から27日にかけて、第17回地域労働運動研究交流集会を開催し、16地区労協4単産と総評事務局を含めて62人が参加しました。記念講演として、大阪経済法科大学経済学部の中垣真浩准教授からローカルセンターにおける組織化の取り組みを連合埼玉と埼労連の事例から詳しく話してもらったあと、単産からの報告として、建交労の原田さんから労働者供給事業について、自治労連の佐竹さんからは公務員改革の内容について問題提起してもらいました。その後、舞鶴（木村）、乙訓（佐藤）、北上（厨子）、左京（川上）、南（中西）、伏見（飯田）、西右京（中村）から地域ユニオンの取り組みについて報告してもらい1日目を終了し、2日目は分散会にわかれて、それぞれの地域における取り組みを交流しました。

8 労働相談センターの取り組み

日常的な労働相談活動に加えて、秋の労働相談ホットラインを昨年12月6日から8日にかけて実施し、3日間で33件の相談がありました。また、春の労働相談ホットラインを今年3月22日から23日にかけて実施し、2日間で15人からの相談がありました。日常的な労働相談も含め、相談内容は、一方的な解雇、残業代不払い、年休権の拒否、妊娠を理由とした退職強要、セクハラ、パワハラなどであり、まさに「ルールなき日本社会」の縮図といえる相談が持ち込まれています。

6回目となる労働相談センター主催の学習交流会を5月19日に開催し、7単産4地区労と総評事務局を含めて22人が参加しました。午前中は、平岩所長を講師に労働相談のあり方や未組織労働者の組織化、個人加入ユニオンと単産・地区労協のあり方などについて、5年間の相談活動の経験から感じたことを話してもらい、その後、土井事務長から労働相談センターの活動内容について報告があり、午後は、京都労働局、京都府労働委員会、審判員の立場から個別労使紛争処理機関についてそれぞれ説明を受け、その後、具体的な事例を出し合い意見交換しました。

京都総評が加盟単産と協力して京都労働相談センターを結成し、今年8月で8年が経過しました。その間、多くの未組織労働者から相談を受け、相談員の努力と各単産の組合役員の協力で、問題の解決にあたるとともに、労働者の組織化の支援もしてきました。不安定雇用労働者が急激に増え、しかも、使用者の横暴で、法律違反の働き方をさせられている労働者が後を絶たないもとの、労働相談センターの役割がますます重要になつています。

三 日本の労働者・国民をめぐる情勢の特徴

1 憲法改悪をめぐる新たな段階

安倍内閣が憲法改悪を自らの政権の重要課題としてあげ、この間の国会では、教育基本法をこり押しし、教育関連3法の改悪を強行するとともに、防衛庁の防衛省への格上げ、国民投票法案の強行と、暴走に暴走を重ねてきました。憲法改正を掲げた内閣は、鳩山一郎首相以来で、かつ、改憲のプログラムを示したのは、戦後の内閣ではじめてとなります。先の国会の国民投票法案の強行を受けて、自民党は憲法改正国民運動推進本部(本部長、安倍首相)を設置し、明文改憲のとりくみを本格的にすすめてつあります。その際、国民の過半数が、憲法9条に反対していることから、改憲運動を本格的にやろうとしています。2010年にも国民投票を実施したいとする改憲スケジュールを描いていることから、9条改悪を許さないたたかいを本格的に強化することが求められているといえます。

2月16日に、新しいアーミテージ報告が出されました。ここでは、例えば日本の防衛費の4倍化など、再び改憲と日米同盟強化に貢献するよう日本に求めています。そのため、安倍内閣は、明文改憲までの間、アメリカの要望に応じて、集団的自衛権についての憲法解釈を一部見直し、今年の秋にでも、集団的自衛権を行使できるように憲法解釈を変えようとしています。特に、米艦と共同行動を取っている自衛艦が、米艦が攻撃されたときに、集団的自衛権の行使ができるようにするなどの変更をしようとしています。自衛隊は、アメリカの世界戦略に積極的に応えるために、海外派兵を主任務とするための法改正を終え、アメリカ軍との一層の一体化をすすめる整備を本格的にはじめています。MD防衛に見られる日米共同開発とイージス艦の改修・整備などがはじめられており、集団的自衛権行使容認と連動していく可能性があります。憲法9条の改悪や集団的自衛権行使に関する解釈変更は、明らかにアメリカ軍との共同での軍事行使に結びつくものと言わざるを得ません。こうした動きにストップをかける国民的な反撃を強めることが求められています。

憲法をめぐる世論は、これまで、憲法を改正すべきとする人が過半数をこえ、9条を守るべきだという人が少数でしたが、最近、顕著な変化がおこっています。改憲を社是とする読売新聞の世論調査でも、憲法を改正すべきという人が1997年以来10年ぶりに5割を切り(46.2%)、9条を変えるべきでないという人が55.8%となるなど、憲法改悪に反対する声が、ここ数年で広がってきています。これは、「九条の会」が全国で6000以上、京都で300以上誕生し、草の根の様々な取り組みを展開してきたことや、安倍内閣による改憲への強引で危険な動き、6カ国協議にみられる北東アジアでの平和にむけた努力などが影響していると考えられます。改憲勢力が国民の中での動きを強めようとしているとき、改憲策動を許さない確固とした世論形成のための一層本格的な取り組み強化が必要となっています。

2 安倍内閣の発足と労働者・国民の中での格差と貧困の表面化

安倍内閣発足を前後して、「格差と貧困」の拡大が社会問題として噴出しました。「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」、「介護・医療難民」などの実態が社会に明らかになる中、いまの「格差と貧困」は、単なる格差でなく、労働者と国民の生活が崩壊してきていることを示しています。これらは、いわば小泉政権がおこなってきた新自由主義的構造改革、規制緩和の結果であり、その矛盾が強く出る中に安倍政権が置かれていることを示しています。定率減税の廃止による6月からの増税と「消えた年金問題」の噴出などによって、安倍政権に対する国民の批判と不信が強まり、「美しい国づくり」をめざし、「戦後レジュームからの脱却」のための「教育改革」、憲法改悪をめざす危険な安倍政権の本質も含めて最大の弱点となり、参議院選挙で大敗するという結果を招くことになったといえます。

安倍政権は、小泉政権の矛盾である格差拡大への対処（逃げの手段）として、「新成長戦略」「上げ潮政策」をとりはじめました。中川自民党幹事長は、このことを「経済成長により、弱者も強者もともに豊かになる条件が整う。私は経済格差論争では一貫して『経済成長は格差是正の良薬である』と主張し続けてきた」(中川秀直「上げ潮の時代」)と言いました。しかし、経済のパイを大きくすればみんなの分け前が増えるという理屈は、今日では全く理解することはできません。パイの理論はとっくに崩れ去ったことは、最近の労働分配率の低下によっても明らかです。同時に、安倍政権が、「成長力底上げ円卓会議」で最低賃金の引き上げを一定せざるをえないとの方向をうちだしてきていることは、「格差と貧困」の広がりが社会を揺るがしはじめ、政権維持からも無視できなくなってきたことの現れであるといえます。

6月19日に出された「経済財政改革の基本方針2007～美しい国へのシナリオ～」（骨太方針2007）は、参議院選挙を目前にしたこともあってか、あいまいな表現が目立つと批判されましたが、消費税の引き上げを来年の通常国会でおこなうことを表明したのをはじめ、「構造改革」とは表現しなかつただけで、「ワークライフ・バランス」のためにホワイトカラーエグゼンプションの導入が必要とし、規制緩和の推進、公務員賃金の削減と公務・公共サービスの破壊、社会保障での新たな負担など、「格差と貧困」を一層拡大するものでしかありません。

政府が前の国会に出していた「労働契約法案」「労働基準法の一部を改正する法律案」「最低賃金法の一部を改正する法律案」の労働関連3法案は、継続審議扱いとなりました。これらの法案は、一部に改善点もあるものの、労働者の労働条件の不利益変更を認めるなど、働くルール破壊であり、「労働ビッグバン」の動きとあわせて今後とも注視していくことが必要です。

完全失業率は、07年6月段階で3.8%、258万人となり、9年ぶりに3%台となりました。雇用情勢は改善されてきているといわれています。近畿は4.2%45万人となっています。これらは、景気回復によるものとみられます。しかし、非正規雇用が

増大していること、雇用の地域間格差、年齢間格差など、依然として雇用は深刻な状況にあります。年齢別では、15歳から24歳の完全失業率は7.3%、25歳から34歳は4.9%と若年層が依然として高い状況にあります。問題は、非正規雇用の増大で、雇用者全体の33.7%を占めるようになったことです。1998年と2006年とを比較すると、454万人の正規雇用の減少に対し、非正規雇用は490万人増加したことになります。女性は2人に1人(54.1%)が非正規雇用です。15歳から24歳までの若年層でも2人に1人(48.1%)が非正規雇用となっています。このように増えた非正規雇用の約7割はフルタイム型の雇用で、これまでの家計補助としてのパート労働と大きく異なってきています。そして、これらの層を中心にワーキングプアと呼ばれる労働者群が急増してきました。今日、これらの層の組織化と賃金・労働条件の改善は急務となっています。

労働者の所得と消費はこの間一貫して低迷してきました。現金給与総額は、1998年度以降04年度まで減少し続け、06年12月から07年4月まで再び減少を続けています。当然、消費も減少し続けています。そして、07年6月に、定率減税の廃止による増税が実施されるとともに、「消えた年金問題」が表面化するなど、国民の生活への不安が噴出しました。来年には、後期高齢者医療保健制度が実施されるとともに、「骨太の方針2007」でも示された消費税の引き上げなど、今後も国民生活切り捨ての政策が続きます。こうした中で、すでに、生活保護世帯が100万をこえるとともに、国民健康保険が高くて払えない人が急増するなど、国民の中での生活崩壊が進行しています。国民の中での貯蓄ゼロ世帯が4分の1になるなど、構造改革の中で切り捨てられつつある国民生活をどう守っていくのかを労働組合としても具体化することが強く求められてきています。

「格差と貧困」の一つの象徴として、この間、偽装請負問題が社会問題となりました。徳島の光洋シーリングテクノでの告発が、まだ氷山の一角とはいえ、他の企業に大きな影響を及ぼし、偽装請負をやめざるを得ない状況に追い込んでいます。政府も、偽装請負が判明したとき、これまでは派遣契約への切り替えを認めていましたが、偽装請負で働いていた期間が派遣で認められる期間である3年間を超える場合は、早期の直接雇用を求める指導をすることとしています。しかし、直接雇用が短期の契約社員であったりなど、法の抜け穴を利用する大企業があとをたちません。日本経団連会長企業であるキャノンで、2万人以上にのぼる偽装請負を最初から違法とわかって使っていることが暴露されるなど、この問題での大企業のCSRは全くないに等しい状態となっています。

3 個人消費の低迷が日本の経済の足をひっぱりはじめる

2002年初頭からはじまった日本の景気回復は、現在も続いていると政府は説明し、戦後最長であった「いざなぎ景気」(1965年から5年近く)を超え、65ヶ月続いています。最近発表(6月11日)されたGDP速報(2007年1月~3月の四半期別GDP)では実質成長率は0.8%(年率で3.3%)となっています。「景気は一

部に弱さがみられるものの回復している」(5月22日、内閣府・月例経済報告)というのが政府の公式説明となっています。確かに、上場企業は、過去最高の経常利益を更新しています。2007年3月期の、金融を除く全産業の連結経常利益は4年連続過去最高で、前年比11.2%の増加となっています。トヨタ自動車は、07年3月期で連結で営業利益が前期比19.2%増の2兆2386億円と空前の利益をあげました。来年3月期予想も3.5%の増益で5年連続、最高益を更新する見通し(日経、07年6月)だと言われています。上場企業の配当金も過去最高で、総額は4兆9817億円にもなります(昨年同期は3兆7700億円)。この増収増益の主要な要因は、海外での売上高の増大です。上場企業の海外売上高比率は27.8%、海外生産比率も海外進出企業ベースで31.2%(06年)にも達しています。

07年に入って、日本の経済は2月に景気動向指数(DI指数)が、いずれの指数(「先行指数」、「一致指数」、「遅行指数」)も50%を割り、景気が下降であることを示すなど、不安定要素をかかえていることが明らかになっています。これは企業収益の好調さに比べて、消費が脆弱である傾向が続いてきたものが表面化したと言えます。例えば、自動車は輸出がこの間連続して前年同月を上回る増加だが、新車販売台数は、前年同月を下回り続けています。07年6月でみると、前年同月比で11.2%の減少となっています。みずほ総合研究所が6月12日に発表した報告(「個人消費低迷の要因を探る」)では、「今景気回復局面の『回復実感』が乏しいこと背景としては、個人消費の回復テンポが鈍いことがあげられる」とし、「足元の個人消費低迷の要因は『一人当たり賃金の低迷』にあると考えられる」としています。そして、2006年に5人から29人の中小事業所の賃金が大幅に低下していること、この背景として、個人消費低迷による消費関連業種の業績悪化と地方公務員の給与削減をあげるなど、注目すべき内容を報告しています。これらの動向は、日本経済を健全に維持していくためには、雇用者の賃金の引き上げ、とりわけ非正規労働者の低賃金の改善がきわめて重要な意味を持つことを示しているといえます。

なお、最近の原油の高騰は、とりわけ中小企業の経営に大きな影響を与えています。原油は、今年7月には、ニューヨーク取引で1バレル70ドル台と最高値の事態にあり、ガソリンをはじめとした石油製品が値上がっています。この背景には、産油国の治安の悪化や米製油所のトラブルによる稼働率の低下などが上げられています。石油製品やガソリン、重油価格、物流コストやエネルギーコストの値上がりは、経済全体を圧迫する要因となっているといえます。

4 グローバル化の中の日本の大企業

日本の大企業は、アメリカとの経済摩擦の中、90年代に多国籍企業化への道を急速に強め、これが、財界の戦略を大きく変貌させていきました。日本の大企業の輸出依存度は大きく、上位の輸出企業では3分の1を占め、海外進出している製造業の海外での生産比率は05年には31.4%にのぼるようになりました。とりわけ多国籍企業化は、

外資による株式保有が急激に増大したことに現れています。日本経団連の会長・副会長の所属企業の外国人の持ち株比率は、06年では30.72%となっています。このことは、日本経団連が、日本国内を基盤するだけでなく、世界的な規模での企業活動に大きく変貌したことを示し、これが、新自由主義経済政策の推進、弱肉強食の経済政策、「格差と貧困」を拡大する経済政策、憲法改悪と「日米の同盟強化」を進める最大の背景となっているといえます。

2003年からはじまった日本経団連による政党の通信簿は、自らの政策により合致した政党により多くの政治献金を行なうという形で政策買収を行なうものです。これが日本における「二大政党づくり」に積極的な役割を果たしてきました。そして、今日では、経済財政諮問会議や規制改革会議などが財界トップによって直接仕切れ、首相がトップダウンで指令して政策を実行するという仕組みを形成してきています。小泉内閣時代は、こうした政策の実行に反対する勢力を「抵抗勢力」として切り捨てるやり方を取り、財界にとってうまみのある、また、そのバックにある外資にとってもうまみのある政策が次々と行なわれてきました。

07年の元日に発表された日本経団連の「御手洗ビジョン」(政策提言・希望の国、日本)は、これらを踏襲し、一層の言いたい放題の課題をならべています。グローバルな利益拡大の追求のため、国内での労働コストの削減を目的に、「労働ビッグバン」をすすめる、賃金をアジア並みに引き下げる動きを引き続き強めています。引き続き、労働者と国民から顰蹙を受けたホワイトカラーエグゼンプションの導入と派遣労働の自由化を求める策動を強めています。「国際競争力強化」を名目とした、労働コスト切り下げは、アジア諸国と日本との賃金格差が10分の1などからみて際限のないものであり、日本国内での経済の健全な発展を阻害し、国内での貧困の拡大などの深刻な矛盾を招来するものに他なりません。また、税制面でも消費税の引き上げを求める一方で、法人実効税率の一層の引き下げを要求しています。地方税等を含めた実効税率は現在約40%で、これを30%まで引き下げることを彼らは求めています。現在の税収が約20兆円ですが、まだ約5兆円もの減税を要求していることとなります。こうした財界に都合のいい税制改悪は、国民との間で一層の矛盾となっています。御手洗ビジョンに示された日本経団連の方向は、「新成長戦略」と銘打っていますが、これは結局、国際競争力強化をもっとも重視した「構造改革」をすすめることでしかありません。つまり、小泉「構造改革」と同じで、多国籍企業には都合がいいが、地方の経済を一層疲弊させ、国民生活を破壊していくものです。今日、世界中でグローバリズムによる社会問題が深刻となってきています。貧困の拡大、働くルールの破壊や後退、労働者の人権無視など、世界的な競争の中での無秩序が広がっています。今年1月、ナイロビで7回目の世界社会フォーラム(WSE)が開催されました。「もう一つの世界」を求める世界の社会運動との連帯の強化が、グローバル化がすすむ日本の社会にも問われてきています。

一方、構造改革・規制緩和は企業間競争を激化させるとともに、弱肉強食の社会をつくりだし、企業モラルを崩壊させてきています。この間の企業犯罪、企業不祥事は目に余

るものがあります。特に、不二家やミートホープのように国民の食の安全にかかわる不祥事は深刻といわなければなりません。また、コムスンの事例は、介護保険のあり方を強く問うものとなりました。介護現場では、あまりにひどい賃金や労働条件に、人材が集まらなくなっているという問題も表面化しました。競争を口実に安ければいいという考え方がいかに間違っているかを示したものと いえます。こうした中で、労働組合に期待されている果たすべき役割は一層広がっています。

5 京都の情勢の若干の特徴

京都の景気状況は、IT関連や製造業を中心に好調とはいえ、昨年の「たけうち」倒産による和装産業への影響は大きく、昨年から今年にかけて繊維関連が大幅に悪化しています。西陣、室町、友禅など、いずれも急激な悪化をし、低迷したまま推移しています。倒産も、個人消費の減少、公共事業の減少などから、食品、建設、サービス、繊維などで増えており、今年上半期で見れば222件と過去最多とほぼ同水準となっています。このことは、府内の中小企業、個人企業には、現在の景気回復効果が波及していないことを示しています。一方、地域による経済格差も一層激しくなっています。とりわけ北部経済は深刻で、丹後織物が前年比で71.2%に急激な落ち込みをしたことをはじめ、他業種も含め、事業所のリストラが地域のサービス産業に影を落とすなどしています。

京都の雇用状況は、この数年間では全体としてはゆるやかに改善し、有効求人倍率は0.96(平成19年5月)となっています。しかし、正社員のみで見ると0.50(同)であるとともに、今年に入って悪化傾向がみられます。京都府による企業誘致補助金の実績をみても、地元採用の雇用はわずかで、ほとんどが派遣労働者となっています。例えば、ジャトコへは10億円の補助金が出されましたが、地元採用は5人だけでした。大企業誘致や大型の公共事業が、地域経済に貢献できていない実態が明らかとなっています。

定率減税の廃止による増税や国民健康保険に対する自治体への問い合わせが急増しています。この6月の通知による問い合わせは、府内全域で5万件を超え、とりわけ京都市では住民税約15700件、国保約22580件と38000件を超えました。くらしの切実な要求が大きくなってきていることを示しています。また、京都市では、京都市職員による不祥事問題は、解決したとは言えず、京都市長の抜本的な姿勢転換と不祥事の温床となっている問題にメスを入れることが求められています。

四 2007年度の取り組みの基本方向

1 「格差と貧困」を是正する取り組みに全力をあげる

(1) 賃金底上げ、安心して暮らせる社会の実現をめざす

「ワーキングプア」、「医療難民」、「介護難民」、「ネットカフェ難民」など、日本社会は「格差と貧困」の是正が「待ったなし」という状況になり、「格差と貧困」を是正するため、「労働者の働き方を見直そう」、「最低賃金を大幅に引き上げよう」という世論と運動が大きく広がっています。

これ以上の生活崩壊を許さず、誰もが安心して暮らせる社会の実現めざして、京都総評が試算した「最低生計費」を確信にし、その内容を実現する対話と共同の取り組みを思い切って広げ、08春闘で賃金底上げ、安心して暮らせる社会の実現をめざす取り組みを重視します。その一環として、引き続き、組織内外での学習と要求議論をすすめるとともに、要求実現のための宣伝活動などを重視します。また、07春闘での取り組みを発展させ、職場の非正規労働者の賃金引き上げ、均等待遇の実現にむけた取り組みを重視します。

同時に、「最低生計費」を具体的に実現する取り組みの一環として、公契約条例や自治体で働く非常勤職員の賃金改善・均等待遇などの要求を中心とした自治体キャラバンを引き続き実施するとともに、地区労協を中心にして取り組む「秋の地域総行動」や自治体交渉でも「最低生計費」をもとにした要求実現の取り組みを重視します。

また、財界が「労働ビッグバン」構想のもとに、労働者の働き方の一層の「規制緩和」をすすめ、労働者を無権利状態にすることを求めているもとで、この動きに反対するとともに、安心して働くことのできるルールの確立をめざす取り組みをすすめます。とりわけ、偽装請負や違法派遣などが続発しているもとで、違法な働き方をやめさせるとともに、その原因となっている「労働者派遣法」の見直しを求める取り組みを重視します。

(2) 「規制緩和」・「構造改革」に反対する取り組みを強化する

国民には増税、その一方で「消えた年金」という政治に対して、国民の怒りが大きく広がるとともに、生活保護での「生存権裁判」や京都総評が行った「最低生計費試算結果」に学ぶ運動など、新たな取り組みが広がっています。さらに、タクシーやトラックなどの行き過ぎた「規制緩和」の是正をもとめる運動と行政指導の強化など具体的な成果もあがっています。

ところが、史上空前のボロ儲けを続けている大企業は、さらなる法人税の減税を求めて消費税の増税を主張するとともに、政府も2011年にむけて歳入と歳出のバランスを均衡させるとする「骨太方針2006」に基づいて、さらなる社会保障の改悪と消費税の大増税を狙っています。これ以上の国民への「痛み」の押しつけは、絶対に認められません。

また、道州制の導入も含めて地方自治体を変質させ住民サービスを切り捨てる「自治体改革」や「戦争する国」づくりに無条件でしたがう公務員づくりである「公務員制度改革」などの動きも強められています。

来年4月から実施される「後期高齢者医療保健制度」をはじめとする医療改悪は、まさに国民の「いのち」を奪うものです。

こうしたもとで、これ以上の「規制緩和」・「構造改革」に反対し、「格差と貧困」を是正するためにも、国民との共同の取り組みを強化するとともに、「こんな日本と京都をつくりたい」という提案型の取り組みを強めることを重視します。

2 新たな段階に入った憲法闘争に全力をあげる

2007年5月14日に「国民投票法案」が強行採決されたもとで、憲法闘争が新たな段階に入りました。「国民投票法」の成立を受けて、自民党は「憲法改正国民運動推進本部」を設置し、同法の凍結期間が解除される2010年にも国民投票を実施する「改憲スケジュール」を描いて、改憲大綱の準備をすすめています。

こうしたもとで、憲法闘争を「戦後史をかけた正念場のたたかい」として、全力を上げて取り組むことを重視します。

また、在日米軍基地の再編や日米軍事協力の強化をめざして、憲法改悪を先取りした集団的自衛権行使の検討など、憲法解釈の「見直し」もすすめられようとしています。さらに、自衛隊による日常的な国民の監視や「国民保護法」の具体化など、「戦争する国」づくりの策動が総合的に強められようとしています。こうしたもとで、憲法改悪につながる様々な動きに対して、機敏に対応する取り組みも重視しなければなりません。

3 京都市長選挙の勝利にむけ全力を上げる

来年の2月には、京都市長選挙が行われます。この市長選挙は、自治体らしい自治体を取り戻すため、職員による犯罪・不祥事を根絶すること。国の悪政の「防波堤」の役割を果たすとともに、市内高速道路建設など税金のムダ使いを改め、市民の要求をしっかりと受け止めて実現する京都市政に転換すること。「京都市の新たな景観政策」に象徴されるように、21世紀の新しい京都をめざす京都市政を実現すること。そして、憲法を改悪して日本を「戦争する国」にする動きが強まっているもとで、世界の宝である憲法9条の改悪に反対し、憲法を暮らしに生かすことを堂々と主張できる市政を実現することなど、重要な異議があります。

いまの榊本市長やその市政を継承する人物には、こうした京都市政への改革を望むことはできません。こうした立場で奮闘することができる候補者を擁立し、新しい京都市政の実現にむけて全力で奮闘することとします。

4 増勢に転じ、10万人京都総評の早期達成をめざす

正規労働者の非正規労働者への置き換え、年々増加する不安定雇用労働者と失業者、加えて低下し続ける組織率のもとで、労働組合の組織拡大は焦眉の課題となっています。

また、「格差と貧困」が拡大しているもとで、労働組合の社会的責任が問われています。

「組織拡大は最大の要求闘争」を合言葉に、すべての単産・地区労協が全力をあげて、この課題に挑戦しなければなりません。要求実現のためには、労働組合の存在が決定的に重要です。すべての単産・地区労協で全組合員参加の組織拡大運動を重視しましょう。

「組織活動」と「組織建設」は、表裏一体の関係にあります。労働組合の姿が日常的に見えてこそ、組合員拡大がすすみます。すべての単産が、正規労働者はもちろん、非正規労働者の要求も実現する日常的な組合活動を強化すること、すべての地区労協が組織された労働者はもちろん、未組織の労働者や地域住民の要求をしっかりとつかみ、日常的な地域活動を強化することを重視しましょう。

同時に、組織拡大は、独自に追及すべき課題でもあります。すべての単産と地区労協が組織拡大目標を日常的に明らかにし、計画的な取り組みに全力を上げることを心から呼びかけます。

すべての単産と地域が一体となった総がかりの取り組みで、増勢に転じ、10万人京都総評を早期に実現しましょう。

五 2007年度の重点課題と具体的な取り組み

1 「格差と貧困」に立ち向かう賃金闘争と08春闘

「格差と貧困」を是正し、安心して暮らせる社会を実現するためには、積極的な賃上げを獲得することが大切です。また、企業規模間、業種間の格差が拡大しているもとで、すべての労働者の賃金底上げを重視しなければなりません。同時に、成果主義賃金の導入が広がり、職場に勤務意欲を減退させる差別と分断が持ち込まれるとともに、それがサービス残業など違法状態を生み出しているもとで、成果主義賃金をやめさせて生計費原則による賃金制度を確立する取り組みが重要になっています。さらに、非正規労働者が増大しているもとで、均等待遇実現の取り組みも極めて重要になっています。

また、日本の低賃金の原因となっているのが最低賃金であり、すべての労働者の賃金底上げのためにも、最低賃金の大幅な引き上げが求められています。

こうした問題意識に立って、日常的な賃金闘争を推進するとともに、年末一時金闘争に全力を上げることとします。また、08春闘にむけて取り組みをすすめます。

2007年12月8日から9日にかけて第1回幹事会と「08京都国民春闘討論集会」を開催し、08春闘をたたかう方針を議論します。

08春闘の要求基準は、職場での議論を踏まえて検討し、2008年2月9日に第2回幹事会を開催して、08春闘の方針と要求基準を決定します。

2 働くルールを確立する取り組み

(1) 労働法制の改悪に反対する取り組み

2007年の通常国会では、パートタイム労働法「改正」案、雇用保険法「改正」案、雇用対策法「改正」案が成立し、労働契約法制定案、労働基準法「改正」案、最賃法「改正」案については継続審議となりました。政府・厚生労働省は、今秋開催される臨時国会において、継続審議となった3法案を成立させようとしています。また、財界・大企業は、

法案上程見送りとなったホワイトカラー・エグゼンプションや継続検討課題となっている解雇金銭解決ルールの法制化、派遣労働の更なる規制緩和などを求めています。労働法制の改悪に反対し、人間らしく働くルールの確立を求めるたたかいをさらに強化します。

実効性がほとんどなく、就業規則による労働条件の不利益変更を可能とする労働契約法案の制定に反対するとともに、長時間過密労働の規制強化と最賃額の大幅アップ・全国一律最賃制の確立を主な内容とする労働基準法と最低賃金法の抜本改正を求めてとりくみます。

労働ビッグバン構想、ホワイトカラー・エグゼンプションや解雇金銭解決ルールの導入、派遣労働法の更なる改悪などに反対し、人間らしく働くルールの確立、当面 サービス残業と偽装請負の一扫、最賃額の大幅アップと全国一律最賃制の確立、時間外労働の上限規制、割増賃金率の引き上げ、整理解雇四要件の法制化、有期雇用の制限と派遣労働に対する規制強化などをめざしてたたかいます。全労連の「働くルール」署名運動に取り組みます。

違法な働き方をやめさせる取り組みを重視するとともに、偽装請負や違法派遣の原因となっている「労働者派遣法」の見直しを求める取り組みを重視します。

職場・地域における労働法制問題の学習運動の強化をはかります。署名・宣伝行動にとりくみます。

京都総評労働法制改悪反対闘争本部の活動と労働法制改悪反対京都連絡会の活動を引き続き強化します。

(2) 最低規制の取り組み

内閣府の「成長力底上げ円卓会議」が、秋に向けて最低賃金の大幅な引き上げへの合意を獲得しようとしています。同時に、臨時国会で最低賃金法改正案が審議されます。こうした情勢は、さまざまな問題点を含みつつも、最低賃金を引き上げる大きなチャンスであり、全国一律で、労働者の最低生計費を保障した最低賃金への引き上げにむけて、最低規制の取り組みを強化することが必要です。

また、同時に、リビング・ウエイジや公契約などによる、最低規制や標準者の賃金を保障させるための規制を自治体で具体化することが、自治体での不当に低い賃金や、とにかく安上がりの行政であればいいという考えや実態を是正していく上で求められています。

最低生計費の試算のとりくみを生かし、最低賃金の引き上げへの世論形成のための宣伝・学習・諸団体との懇談・要請、啓蒙活動などをおこないます。

現行の最低賃金の引き上げにとりくむとともに、全国一律最低賃金制確立のための活動を強めます。最低賃金の引き上げについては、署名、請願行動、京都労働局への要請などをおこないます。また、京都地方最低賃金審議会委員の公正任命を求めます。

リビング・ウエイジ、公契約実現のためのとりくみを強めます。そのため、自治体への要請活動や啓蒙活動にとりくみます。

(3) 働く者のいのちと健康を守り組み

グローバル化社会における「合理化」という名のもと、企業は福利厚生や労働安全衛生の分野を儲けの邪魔になる不必要な支出として、可能な限り削減してきました。

その結果、競争が一層の激しさを増し、安全面において私たちの生活に大きな影響を落としてきています。

07年5月に起こった遊園地「エキスポランド」のジェットコースターの脱線事故の背景には、遊園地やテーマパーク市場での生き残りのための経費削減圧力の強まりがあげられており、「安全」への点検の手抜きや投資の後回し、行政指導の不備などが指摘されています。

また、これらの競争の激化は、成果主義賃金ともあいまって労働者にゆとりをなくさせ、年間自殺者は9年連続3万人を超えるとともに、過労死・過労自殺は後を絶たず、精神疾患の増加傾向などの形となって現れてきています。労働災害も重篤災害が減らず、アスベスト被害についても、防げた災害として厳しく政府と企業の責任が問われています。

このような中、京都総評は、組織労働者の主体性をもった労働安全衛生活動強化のため一昨年、安全衛生対策委員会を再建しました。

安全衛生対策委員会では、産別の枠をこえ、職場の実態を出しあい交流する中で、3つの職場（放送局・清掃工場・新聞の印刷現場）を実際に見学し、改善点を互いに出し合うなどを行ってきました。

引き続き職場の実態交流を積み重ね、次の方向で取り組みを強化します。

京都総評が中心を担って、医師・弁護士・患者会・専門家とともに運動をすすめている「いのちと健康を守る京都センター」の活動を強化し、職場・地域から働くもののいのちと健康をまもるたたかいをさらに強めます。

3回目となる「STOP! ザ 働きすぎ!! ~働き方を見直す京都集会~」(9月29~30日)を成功させ、京都総評の「安全衛生対策委員会」のより一層の活動強化をはかり、労組の安全衛生活動の強化に努めます。

労働災害の防止、アスベストを含む粉塵、振動障害、職業ガン、頸腕障害等の職業病、VDT労働による障害、精神障害などへの対策強化を行ないます。

とりわけ、労働者の心の健康破壊が深刻な問題となっています。労働者の減少による仕事の負担感の増大、被害者意識・イライラ感、身体の不調や不安などが、死にいたる悲惨な出来事を招来しています。過労死・過労自殺をださない職場作りをすすめ、企業・自治体・政府に対してメンタルヘルス対策の強化をもとめて運動に取り組みます。

サービス残業を含む長時間・過密労働と過労死は、企業に関してはコンプライアンスの経営を強めていくことと同時に、適正な人員配置を行ない、時間外労働規制を徹底させ、労働時間の管理を徹底させるなどが必要です。“ノー残業デー”の取り組み、職場の健康実態調査と労働災害職業病の告発・認定闘争の強化、年次有給休暇の完全取得などを重視します。また、法的規制のない夜勤労働について実態調査や交流の取り組みをめざします。

被災者への支援強化、未組織労働者への相談活動の強化に取り組みます。

これらの要求実現のため、厚生労働省・京都労働局にたいする働きかけを強めます。

(4) 国鉄闘争をはじめとする争議支援の取り組み

国鉄闘争

一昨年4月25日に発生したJR福知山線脱線事故は、107人の人命を奪い、549人も負傷者を出し、JR発足以来最大の筆舌に尽くしがたい惨事となりました。このことは、職場から労働者として当然の要求をし闘う、まともな労働運動の存在の必要性が明らかとなりました。

一方、一昨年9月15日の国労闘争団のメンバーが闘ってきた鉄建公団訴訟での東京地裁判決で、初めて国鉄の採用差別が断罪され一定額の賠償額が示されたことで、1047人の解雇撤回・JR復帰をめざす国鉄闘争の統一の気運が大きく高揚しました。

昨年の2・16中央集会で闘争団・争議団当事者が統一し、4・4日比谷野音集会で支援部隊が大きく結集し、鉄建公団訴訟やILO勧告実現に向けて統一した運動がこの間前進してきました。

京都でも昨年、国鉄清算事業団闘争勝利をめざす京都共闘会議が主催して、6・9集会が開催され勝利解決に向けた統一闘争が6年ぶりに再スタートしました。

本年は、「不当な差別と闘い20年、今こそ勝利解決！国鉄労働者1047人の不当解雇撤回をめざす3・30京都決起集会」として、国鉄分割民営化20年で勝利解決をめざす集会を開催しました。

07夏の参議院選挙前を政治解決の山場と設定し、中央段階でも4者・4団体の国会前座り込み行動、国土交通省要請行動、首都圏宣伝行動など展開してきましたが、まだ勝利解決には至っていません。

JR当局と政府は、闘う労働運動解体の明確な意図を持って、国鉄分割民営化を実施したことを公言しています。国鉄闘争の勝利こそ、闘うまともな労働運動再生のばねとなります。この間進められてきた運動統一の流れをさらに強化し、1047人解雇撤回・JR復帰をめざす闘いの再強化をはかります。

毎月一日・国鉄デーの宣伝、16日の国鉄京都共闘会議の京都駅前宣伝行動に引き続き取り組みます。

国鉄闘争の風化をさせないため、北海道・九州での現地交流に取り組み、闘争団・争議団の積極的な受入れを行います。

国鉄闘争支援カンパ運動、毎春の国鉄京都共闘の「就学援助カンパ」に取り組みます。物販・DLR基金・連帯する会・勝たせる会などの、闘争団・争議団の自活体制を支える取り組みを強化します。

民間では国鉄型の分割攻撃や労組破壊手法が多発しています。他の労働争議支援と結合し、JRをよりいっそう追い詰める運動を行います。

安全輸送・公共交通としての責任をはたさせるため、JRに対する要求闘争を強化します。

京都農協争議

4月18日に京都府労働委員会は、京都農協労組の申し立てに対する救済命令を出しました。京都府労働委員会が出した命令は、京都農協労組と京都府農協労連の申し立てを全面的に認め、中川泰宏衆議院議員による数々の蛮行を断罪する画期的な勝利命令といえま

す。京都農協は、不当にも中央労働委員会に再審査を申し立てるとともに、京都農協労組の存在そのものを否定して団体交渉を拒否するなど、新たな不当労働行為を重ねています。

このことは、中川泰宏氏による京都総評傘下の単産への悪質な挑戦であり、断じて認められません。引き続き支援の取り組みを強化します。

その他の争議支援の取り組み

「京都におけるすべての労働者に対する不当な解雇や労働者いじめ、すべての労働組合に対する不当労働行為を許さない」立場から、すべての労働争議の一日も早い解決に向けて、争議支援にとりくみます。

争議支援年末カンパ運動に取り組みます。

3 京都府労働委員会労働者委員の公正・公平な任命を求める取り組み

昨年6月20日、京都地裁は、第39期京都府労働委員会労働者委員不当任命取消し訴訟において、京都総評ら原告の主張をことごとく排除し、原告全面敗訴の不当判決を言い渡しました。9月22日におこなわれた第40期の委員任命も、「京都総評排除、連合京都独占」の不当任命でした。その後、京都府からの「京都府労働委員会検討懇話会」設置とそこへの京都総評からの委員派遣要請を受け、大阪高裁に控訴していた裁判を取り下げることにしました（10月5日）。3月19日、河合事務局長が委員として参加していた京都府労働委員会検討懇話会は、「報告書」をとりまとめ、京都府知事に提出しました。翌3月20日、それを受けてあらためて、「労働省54号通牒とローカルセンターの組織人数」にもとづく任命を申し入れました。

この間の経過と到達点を踏まえて、次期第41期の任命（現在の第40期の委員の任期は2008年9月21日まで）に向けて、今度こそ、公正・公平な任命、京都総評推薦者の任命をめざして、取り組みを強化します。

4 国民的課題での取り組み

(1) 「戦争する国」づくりに反対する取り組み

改憲勢力が、成立した国民投票法のもとで、2010年を目標に改憲国民運動を強めようとしています。こうしたもとで、労働組合として、すべての職場・地域が方針を持ち、憲法9条を守る取り組みを中心とした憲法闘争を強化します。学習を繰り返し行なうとともに、世論喚起のための活動を多様に行うとともに、憲法9条を守ろうというあらゆる人々、団体との共同を強めることを重視します。

憲法9条を守るとりくみを次の方向ですすすめます。

ア) 各単産・地区労協としての憲法問題への方針を持ち、取り組みを進めます。組織内での学習と討議を繰り返し行なうとともに、組織内外に、あらゆる機会、あらゆる媒体を通じて、憲法九条の大切さを知らせ、守るとりくみをおこないます。京都総評としての学習や交流にもとりくみます。

イ) 憲法署名京都実行委員会の組織発展に協力し、京都での憲法闘争の幅を広げるとともに、諸団体が一層緊密な連携ができるようにします。住民過半数署名の達成のため、署名目標を持つ事をはじめ、9の日の署名活動、署名の常置箇所の設置、持続的で府民にも見るとりくみを各単産・地区労協が具体化することをよびかけます。また、地域での共同行動を強めます。

ウ) 平和憲法を守り、自衛隊の海外派兵・有事体制に反対する京都共同センターの活動強化をはかります。

エ) 憲法25条を守る取り組みとも結合して取り組みを進めます。

イラクからの自衛隊の撤退を求めるとともに、有事体制の発動に反対します。幅広い平和を求める人々との共同を強めます。また、国民保護法制にもとづく計画作成が進められていますが、こうした戦争政策推進に住民を向けさせるための計画作りに反対します。核兵器廃絶のため、京都原水協をはじめとする多くの反核・平和勢力との共同を強め、地域に根ざした草の根からの運動を展開します。また、国民平和大行進などの取り組みに積極的に参加します。

(2) 医療・社会保障闘争

基本的な立場

国民生活の全ての分野に差別と格差を拡大し、いのちと健康・社会保障を破壊する「効率化、経営優先、安全軽視」の政策に反対します。

年金制度の不備が明らかになった「消えた年金問題」はじめ、08年には、後期高齢者医療保険制度や特定健診制度が始まり、新医療計画・健康増進計画はじめ、医療費適正化計画が始動します。政府のすすめる医療・福祉・社会保障の改悪は、府民のいのちと健康に格差をつげかねない重大な問題をはらんでいます。

政府の悪政から労働者・国民の生活と権利を守り、すべての国民の生活最低保障(ナショナルミニマム)を確立するために、今年度のさまざまな取り組みの中で広げた府民のいのちと暮らしを守る共同の輪をさらに強く・大きく広げ、すべての単産・地区労協が社会保障闘争を最重要課題の一つとして取り組むようにします。

すべての職場で学習の取り組み強化を

職場から、社会保障を守る学習運動を本格的・系統的にすすめます。京都総評として、さらに学習機会の充実を図り、教宣活動や資料提供を強め、医療・社会保障学習会・シンポジウムなどへも積極的に参加を促します。

すべての労働組合で、社会保障闘争の取り組みを本格的に前進させるため、最低規制ブック、ナショナルミニマム検討委員会などと協力して学習会・宣伝行動などに取り組めます。

医療総改悪を自治体で具体化させない取り組み

憲法25条に保障された医療を受ける権利が侵害されないように、職場・地域での実態を集約し、自治体キャラバンや京都総行動などで、京都府・市町村へ医療改悪の具体化を許さない要請を強めるようにします。また、国の医療・社会保障を守る公的責任を果たさせるために奮闘します。

10月28日の「憲法を守り、格差と貧困をなくす国民大集会」の成功のために奮闘します。また、11月23日に予定されている「社会保障構造改革に反対する府民大集会」(仮称・円山音楽堂)が京都のいのち・くらし・雇用を守る一大集会・運動の結節点として大きく成功するように全力をあげます。

高すぎる国保料の引き下げのために国保保険証の取り上げ・資格証の交付により、医療を受けられない実態が広がっています。国民健康保険料を、誰もが納められる額に、直ちに引き下げる署名の取り組みを進めます。

介護保障の実現をめざす取り組み

府民の介護サービスを守り、福祉分野で働く労働者の雇用と権利を守るために取り組みを強めます。また、京都社保協やヘルパー連絡会と連携した取り組みをすすめます。

障害者自立支援法の成立によって、退所をよぎなくされた利用者に代表されるように権利をしての福祉・社会保障が蹂躪されています。障害者自立支援法・応益負担反対の運動の到達点をさらに広げ、京都社保協や京障連の取り組みと連携していきます。

年金制度の充実など、社会保障の確立・充実めざす取り組み

「生活保護・老齢加算の削減取り消し訴訟(生存権裁判)」を日本の生存権を守る運動として位置づけ、取り組みを強めます。

また、生活保護基準を引き下げを許さず、生活保護水準の引き上げ・改善の取り組みを最低賃金の改善とあわせて強めるようにします。

日本の年金を社会保障制度として、「安心して老後を暮らせる制度」にするため、最低保障年金の確立など年金制度の改善を求める取り組みを強めます。

乳幼児医療費助成制度の通院就学前無料への拡大、医療費助成身障三級までの拡大など、自治体施策の拡充を求める取り組みを進めます。

(3) 重税に反対する取り組み

定率減税廃止による1兆7千億円もの国民への負担押しつけに加え、住民税の大増税によって源泉徴収税額は6月からはね上がり、確定申告納税者にとっても住民税先行増税(所得税減税は実質的に来年になる)になるなど、「税源移譲による税負担の増加はない」という政府・与党の宣伝がまやかしかであったことがあらためて明らかになりました。さらに安部内閣は、「経済財政改革の基本方針2007(骨太方針)」を閣議決定し、この中で秋以降本格的な「税制改革論議」を行い、「平成19年度(2007年度)を目途に消費税増税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく取り組む」と明記しました。来年の通常国会に「消費税増税法案」を提出し、来年3月までに可決・成立させるというスケジュールです。一方、日本経団連の御手洗会長は「法人税実効税率を現行の40%から30%に引き下げ、2011年度までに消費税率を2%程度引き上げること」を一貫して政府と自民・公明・民主の三党に要求しています。まさに政府・財界一体となった本格的な増税攻勢を許さない国民的な闘いを大きく前進させる必要があります。同時に、増税推進勢力が憲法改悪推進勢力でもあるということを明らかにし、憲法改悪阻止と密接に結びつけた広汎な共同の取組へと発展させなければなりません。

不公平税制の是正、国民本位の税財政改革をめざし、生活費非課税、勤労所得軽減・不労所得重課、直接税総合累進課税を原則に、消費税廃止、所得税の課税最低限度額引き上げ、法人課税の強化、大企業優遇税制の見直しなどを求めて闘います。また、地域から重税反対、税制民主化の運動を強めるために、3.13重税反対実行委員会に参加するとともに、労働者・住民むけ「税金相談会」などを共同して取り組みます。

(4) 食の安全と日本の農業を守る取り組み

農政においても財界主導は強まり、アメリカなどの要求にもとづく農産物自由化を与件として小規模農家のリストラ政策、市場原理による農産物価格で、荒廃農地の拡大、食料自給率の低下が危惧されています。経済財政諮問会議などで農協解体というべき議論がやまないことも特徴的な情勢です。

食料をめぐる、BSE検査体制が改善されないままアメリカ産牛肉の輸入再開が行なわれようとしており、これに合わせて国内の全頭検査を1年後に廃止しようとする危うい状況があります。先に発覚したひき肉の原料偽装事件で、内部告発を放置した農水省の姿勢が示すように労働者・国民の安全は後まわしの食料政策です。

日本と京都府の農業と食料を守るため京都食健連への結集を強め、運動を発展・強化させます。

食料主権の確立。WTO（世界貿易機関）、FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）から農業・食料を除外すること、食料自給率の向上、意欲のあるすべての農家を農業の担い手に位置づけること、学校給食をはじめとした「地産地消」の充実、BSE全頭検査の維持、加工食品の原産国表示などの要求実現をめざします。

職場・地域での学習・宣伝活動、関係機関への要請などに取り組みます。

(5) 人と景観にやさしいまちづくりの取り組み

人と景観、環境にやさしてまちづくりをめざして取り組みを強化します。

新景観政策にもとづく京都の保全・再生をすすめる。

京都のまち壊し、京都市内への高速道路乗り入れに反対し運動を強めます。

ひきつづき乱開発に反対して、労働者が働き続け、住民が住み続けられるまちづくりを求めて運動します。地震や災害が増加する中、住宅の耐震対策の強化のための補助制度の充実を特に重視します。また、大型店の急増が府内全域で強まっています。地域経済への影響や、子どもや社会の安全問題、交通問題など、現在の大型店による弊害問題にとりくみます。

京交運などとともに、交通権の確立、公共交通の充実、LRT導入などを求めた京都の交通問題の解決を求めてとりくみます。

まちづくり市民会議の運動強化のためにとりくみます。

5 自治体要求実現の取り組み

「格差と貧困」の広がりの中で、その原因のおおもとである国の政治のあり方を転換する取り組みを強化するとともに、暮らしの「防波堤」としての地方自治体の役割が十阿用

になっているもとの、自治体要求実現の取り組みを重視します。

こうした立場から、引き続き秋の「府市民総行動」を重視するとともに、自治体要求連絡会の取り組みの強化を図ります。

また、京都総評独自の取り組みとして、京都府と京都市に対する予算要求交渉を重視するとともに、春と秋に地区労協が中心となって取り組む地域総行動で、自治体要求実現の取り組むことを重視します。

さらに、それぞれの地域で、各地区労協が住民団体と一緒にあって、地域経済の活性化など「こんな地域をつくりたい」という提案型の取り組みをすすめることを重視します。

6 京都市長選挙の勝利をめざす取り組み

2008年新年早々に京都市長選挙がたたかわれます。国の悪政の「防波堤」の役割を果たすのではなく、国と同じ手法で市民に「痛み」を押しつけてきた11年にも及ぶ榊本京都市政のもと、市民負担が急増する一方で、医療や福祉が大きく後退する中、市民生活は限界となってきています。この間続発した京都市職員の犯罪・不祥事事件に対する京都市民の怒りは頂点に達しており、市政の転換・刷新を求める声は大きく広がっています。

5月8日、「市民ウォッチャー・京都」の幹事として、京都市の情報公開と監視活動にとりくんできた中村和雄弁護士（京都市民共同事務所、自由法曹団京都支部所属、京都府労働委員会労働者委員不当任命取消し訴訟弁護団）が京都市長選挙への出馬の決意を表明されました。中村さんは、その決意の中で、「公正・公平（Fair）な市政をめざす。市政の公開・透明（Open）を徹底し、市政への市民参加を拡大する。人間らしく生きる権利（Right）を確立する」と述べられ、「京都市政を憂い京都市政の刷新を願うすべてのみなさん」との「共同」を呼びかけられました。

中村さんの「決意と呼びかけ」を受け、京都総評としてもそれを支持し、京都市政の転換・刷新をめざして、全力でとりくみます。

京都市政の現状に対する批判と暴露の活動、学習・宣伝活動を強化します。

今回の京都市長選挙にあたっての京都総評としての要求を加盟全単産、地区労協の要求を総結集して作り上げ、その実現をめざして選挙闘争をたたかいます。その前段として、京都市に対する要求闘争を強化します。

京都市政の転換・刷新をめざす「共同」の拡大に努力します。「民主市政の会」など、京都市政の転換・刷新をめざす団体との「共同」を重視します。

各単産・地区労協における要求、たたかひの交流の活動を重視します。定期的に、「京都市長選挙勝利をめざす関係単産・京都市内地区労代表者会議」開催します。

「京都総評京都市長選挙闘争本部」を設置し、京都総評の総力をあげたとりくみを展開します。京都市長選挙をたたかう財政については、カンパ運動にとりくみ、それでまかなうこととします。

7 地域労働運動と地区労協の強化

(1) 地区労協運動の更なる強化めざして

地区労協が、「その地域にある単組もしくは支部が、業種・産業などの違いを超えて、

地域における連帯、相互支援、交流、共同行動のために結集する組織」として前進するとともに、「地区労協の5つの基本的役割」（参加組合の要求実現、組織強化に寄与する、一つの組合ではできないことを地域全体の中で実現、解決をはかる、働く仲間の地域的・住民的要求の実現、住民本位で民主的な自治体建設の闘いの中軸的役割を果たす、全国的課題の地域における実践）に基づき、地域の全労働者・住民に存在意義を発揮できる組織をめざします。

そのために、運動の基本を地域の全労働者・住民を視野に入れた労働運動、「総対話と一致する要求での共同の拡大」に置き、広範な住民団体、運動団体との要求に基づく交流を深めつつ、地区労協が地域のセンターとして、職場と地域に影響を与える運動を担うことができる組織をめざします。

（２）当面の活動の重点

当面、以下の5点を地区労協運動の重点とし、地域での具体化をすすめます。

働く者の要求実現と働くルールの確立めざす地域の共同を広げるために、地域の労働者・住民の組織化を飛躍的に前進させる組合員拡大運動

07年秋闘・08年春闘を軸に、賃金底上げ、最賃引き上げ、労働条件改善等の地域統一行動及び、企業にその社会的責任を果たさせるとともに、働くルールの確立めざし、リストラ・解雇に反対して一人の首切りも許さない闘いと争議支援行動

民主的自治体建設めざす闘いと対自治体要求運動

憲法改悪阻止、増税・社会保障改悪反対、平和をめざす取組

加盟組合と組合員の専門性や経験を生かし、地域の全労働者・住民を対象にした雇用・労働条件をはじめ、くらし全般に関わる相談活動の日常化

（３）地区労協の組織拡大・強化の重点

地区労協の組織拡大・強化にあたっては、以下の3点を最重点にしてすすめます。

労働・生活相談や宣伝活動などを通じて、要求に基づく未組織労働者への働きかけを強め、全ての地区労協が拡大目標と結成期日を明確にして「地域個人加盟労組(地域ユニオン)」を立ち上げること。結成にあたっては、地区労協の主体的力量と特性を見定め、働く者の仕事とくらしに係わる多面的な要求や社会的関心にかみ合い、地区労協の組織・運動と一体化することを基本とする

地域の全労働組合を視野に入れ、要求に基づく共同行動を追求するとともに、全ての地区労協が拡大対象重点組合を明確にして訪問やニュース送付などを日常的に行い、加盟を働きかけること

全ての地区労協が、独自の事務所確立と専従書記配置を直近の大会で方針化し、議論できるようにすること。そのために、会費引き上げを中心にした財政確立の手だてを組織と運動の発展の展望とあわせて具体化すること

（４）組織強化の取り組み

地区労協の運動と組織建設を統一的にすすめるために、以下のことを行います。

地区労協代表者会議の開催と北部(両丹)、中部(口丹)、京都市内、南部(乙訓・洛南)の

ブロック体制の確立・強化。とりわけ、京都市内ブロックを9つの地区労の集約単位にとどまらず、まとまった運動をすすめる単位として必要な体制を確立すること
地域組織局の「地区労協ニュース」の充実と各地区労協のニュースによる活動交流
「地域労働運動研究・交流集会」の開催と専従書記の研修・交流

8 組織強化・拡大の取り組み

(1) 組織拡大

とりくみの基本

労働組合と組合員の減少が続き、全国的には組織率が2割を切った下で、今あらためて労働組合の運動と組織戦略が問われています。企業内の賃金・労働条件と正規雇用労働者中心の運動と組織から、全労働者・国民的要求に基づく非正規雇用労働者も含めた運動と組織づくりが強調されていますが、これらに対立的にとらえず、現在の単産・単組・地域を基礎にした新たな発展方向をめざすことが必要です。

当面の重点

既存職場における組合員拡大、未組織職場における組合員拡大と新規組合の結成という従来からの組織拡大とともに、職場を超えて“職能”“職種”“地域”などを基礎にした組織の結成と全組合員運動としての組合員拡大運動の展開を早急に具体化しなければなりません。とりわけ、派遣、パート、臨時、請負などの非正規雇用労働者の組織化は緊急の課題であり、以下の点を中心にこの1年のとりくみをすすめます。

「京都総評組織強化・拡大3カ年計画」の策定をめざすとともに、春と秋に「拡大月間」を設定し、具体的な拡大目標を掲げて取り組む。また、全ての単産・単組・地区労協も組織拡大の数値目標を設定し、行動計画を確立できるよう援助する

全ての単組が、パート、臨時など多様な雇用形態に対応できる労働組規約・労働協約に改正できるよう呼びかけを強める

全ての地区労協が独自の“事務所・専従”体制を確立するとともに、個人加盟労組(地域ユニオン)を結成できるよう必要な援助を行う。また、産別・地域の個人加盟労組の発展・強化めざし、引き続き「個人加盟労組経験交流集会」を開催する

「京都パート・非常勤ネットワーク」の強化・発展をめざす。そのために必要な財政措置等を援助する。また、ホームヘルパーの要求実現にむけて、関係単産・団体と共同したとりくみをすすめる

2007年度の早いうちに「(第4回)組織拡大強化交流集会」を開催し、全ての単産・単組・地域から参加できるようにする

(2) 組織強化

常任幹事会を中心にした組織運営と運動をいっそう強めるとともに、事務局機能の強化に努めます。また、学習活動と運動の結合をすすめるために、必要に応じて講師派遣や交通費補助等の措置も講じます。

(3) 京都労働相談センターの活動

設立以来8年を経過し、年間1,000件を超える相談に対応していますが、いっそうの充実をめざして以下の点を中心に検討し、具体化します。

事例検討会の発展・強化

地区労協の相談活動への援助とネットワーク化

相談体制の充実、単産との連携のいっそうの強化

9 各分野の取り組み

(1) 青年

青年部は、以下の4点を柱に、より一層の活動の強化を図ります。

「格差社会」を許さず、京都府内の青年が夢と希望を持って働き、人間らしく生活できる社会をめざします。

ア) 最低生活水準引き上げのために、奮闘します。

イ) 青年の就職難、労働条件改善のとりくみをすすめます。

ウ) 社会保障改悪反対のとりくみに奮闘します。

平和を願うすべての青年との共同を広げ、平和な社会の実現の先頭にたちます

青年どうしのつながりを活かして、成長し合える青年部づくりをすすめます

「知を力」に、学んで成長できる青年部をめざします

(2) 女性

女性は、これまでのたたかひの教訓と、幅広い共同を生かし、次の目標で京都総評の運動に参加します。

女性部の単産・単組の職場実態、運動の交流を深めます。

未組織、非正規労働者の労働条件改善のため、京都府や京都労働局等へ要求を申し入れ、街頭宣伝や相談活動などを実施します。

「母親大会」「はたらく女性の集会」などのとりくみを通し、府内に働くすべての女性労働者の実態交流を大切に、働く権利、労働条件の前進をめざします。

「憲法・平和」の課題では、幅広い女性たちと共同し、学習・宣伝・集会など平和を守り、憲法を生かすとりくみを強めます。

職場と労働組合の男女共同参画をすすめます。

これらの活動を通して、労働組合の強化、組織化をすすめます。

(3) パート・非常勤

結成来3年目を迎えた「京都パート・非常勤ネット」の活動の飛躍的強化をめざします。

「同一価値労働・同一賃金」、均等待遇原則の確立をめざし、とりくみを強化します。

パート労働法の抜本改正、ILO175号条約の批准をめざし、とりくみます。

学習・交流活動、宣伝・署名活動の強化を図ります。「京都パート・非常勤ネット」への加入を促進します。

(4) 高齢者

高齢者・退職者の要求・エネルギーを汲み取り、さらに発展させる運動と組織の強化につとめて行きます。高齢者には社会保障改悪・増税により、かつてない負担増が押し付けられています。史上初の取り組みとなった昨年5月14日開催の高齢者独自の円山集会・1500人結集の成功を踏まえ、憲法25条を生かす運動、「格差と貧困をなくす京都実行委員会」の運動に本年は発展させてきました。京都高齢者大会の毎年の開催を機軸に、後期高齢者医療制度創設など医療・社会保障制度の改悪にさらに反撃していきます。

特にこの年齢層の運動では、これからいわゆる"団塊の世代"の大量の活動家集団の定年退職者を受け入れ、運動を飛躍的に発展させるチャンスと言えます。またとない運動の再強化の時期に、時宜にかなった運動を展開し、組織強化拡大をはかります。

(5) 労働者自主福祉活動

労働者福祉強化月間の取り組みや各事業団体の取り組みに積極的に協力し、「福祉はひとつ」の立場にたって労働者自主福祉活動の強化をはかります。その中で、働くものが額に汗して手にした資金は働くものが活用する運動の強化をはかります。

補足・2007年度の機関運営・会議開催日程（案）

2007年	9月	1日（土）	第67回定期大会
		18日（火）	第1回常任幹事会
	10月	2日（火）	第2回常任幹事会
		16日（火）	第3回常任幹事会
		30日（火）	第4回常任幹事会
	11月	13日（火）	第5回常任幹事会
	12月	4日（火）	第6回常任幹事会（春闘方針議論=1日常幹）
		8日（土）	第1回幹事会・春闘討論集会（～9日）
		18日（火）	第7回常任幹事会
2008年	1月	5日（土）	新春旗びらき
		8日（火）	第8回常任幹事会
		22日（火）	第9回常任幹事会
	2月	5日（火）	第10回常任幹事会
		9日（土）	第2回幹事会（予定）
		19日（火）	第11回常任幹事会
	3月	4日（火）	第12回常任幹事会
		18日（火）	第13回常任幹事会
	4月	1日（火）	第14回常任幹事会
		15日（火）	第15回常任幹事会
	5月	1日（木）	第78回全京都統一メーデー
		13日（火）	第16回常任幹事会
		17日（土）	第3回幹事会
		27日（火）	第17回常任幹事会
	6月	10日（火）	第18回常任幹事会
		24日（火）	第19回常任幹事会
	7月	15日（火）	第20回常任幹事会
		29日（火）	第21回常任幹事会（大会議案討議=1日常幹）
	8月	5日（火）	第22回常任幹事会
		26日（火）	第23回常任幹事会
	9月	2日（火）	第24回常任幹事会
	9月	6日（土）	第68回定期大会